

○国立大学法人筑波大学大学教員のテニユア・トラック制に関する規程

平成19年2月22日
法人規程第8号

改正 平成23年法人規程第46号

国立大学法人筑波大学大学教員のテニユア・トラック制に関する規程

(目的)

第1条 この法人規程は、任用した若手の大学教員に対し、テニユア獲得に向けてのインセンティブを与えることにより当該大学教員の教育研究に対する意欲を高め、優れた教育研究を行う能力及びその資質の向上を図り、もって筑波大学における教育研究の充実のために導入する大学教員のテニユア・トラック制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テニユア 定年制適用職員としての身分をいう。
- (2) テニユア・トラック制 テニユア・トラック期間満了時までにはテニユアの獲得に係る審査を行い、可とされた大学教員についてテニユアを付与する制度（不可となった場合は、テニユア・トラック期間満了をもって退職する制度）をいう。
- (3) テニユア・トラック教員 テニユア・トラック制の職に任用された大学教員をいう。
- (4) テニユア・トラック期間 テニユア・トラック教員として任用されてからテニユアを獲得するまでの期間（テニユアを獲得できなかった場合は、当該任期が満了するまでの期間）をいう。

(対象となる職及び部局細則の制定等)

第3条 テニユア・トラック教員として任用する大学教員の職の種類は、助教とする。ただし、系長が必要と認めた場合には、この限りでない。

- 2 国立大学法人筑波大学大学教員の任期に関する規程（平成16年法人規程第4号）に基づき任期を付して任用する職及びその他法人が別に定めるところにより任期を付して任用する職にはテニユア・トラック制を適用しないものとする。
- 3 系長は、当該組織においてテニユア・トラック制を導入するときは、あらかじめ、部局細則においてテニユア・トラック制の対象とする研究分野、職、テニユア・トラックの期間、テニユア獲得後に任用する職等を定めておかなければならない。
- 4 系長は、前項の部局細則を定め、又はこれを改正する場合は、人事企画委員会の承認を受けなければならない。

(テニユア・トラックの期間)

第4条 テニユア・トラック期間は、5年以内とする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第14条第1項第1号及び労働基準法第14条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成15年厚生労働省告示第356号）の定めるところにより、博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者その他の高度の専門的知識等を有する者以外の者に対し、3年以上のテニユア・トラック期間を付与する場合は、3年の労働契約期間の後に、残余の期間について契約更新を行うものとする。

（同意及び説明責任）

第5条 テニユア・トラック教員を任用する場合は、書面により、任用される者の同意を得なければならない。

2 系長は、前項の同意を得る場合には、この法人規程及び第3条の規定による部局細則その他テニユア・トラック教員として知っておくべき事項について、あらかじめ、説明しなければならない。

（テニユア獲得に係る審査）

第6条 テニユア獲得に係る審査は、部局人事委員会において行うものとする。

2 前項の規定により部局人事委員会においてテニユア獲得に係る審査を行った場合は、系長は、その結果について、人事企画委員会委員長に報告するものとする。

3 テニユア獲得に係る審査は、原則としてテニユア・トラックの期間が満了する3月前までに終えるものとし、その結果について、速やかに当該教員に通知するものとする。

（テニユアが獲得できなかった場合の取扱い）

第7条 テニユア獲得に係る審査で不可とされた大学教員から、転出準備等のため当初の労働契約期間を超えて契約を更新したい旨の申し出があった場合には、1年を限度としてこれを更新することができるものとする。

（テニユアの獲得に係る審査に対する異議申立て）

第8条 テニユア獲得に係る審査を受けた大学教員は、部局人事委員会におけるテニユア獲得に係る審査結果について異議がある場合には、書面により人事企画委員会委員長あてに異議の申立てを行うことができる。ただし、異議申立ては、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。

2 人事企画委員会委員長は、前項による異議の申立てを受けたときは、人事企画委員会において、当該申立書に基づき審査の要否を判断のうえ、審査の必要性があると認められた場合には、当該委員会のもとに審査委員会を設置し、部局人事委員会における審査手続及び審査結果の妥当性について審査を行うものとする。この審査に当たり、当該教員は、審査委員会において意見陳述を行うことができる。

3 前項の規定による審査の結果、あらためて審査を行う必要があると認められた場合には、人事企画委員会委員長は、当該審査委員会での審査結果を付して、当該部局人事委員会に対して

再審査を求めるものとする。

4 前2項に定める審査は、原則として当該教員のテニユア・トラックの期間が満了するまでに終えるものとする。

(その他)

第9条 テニユア・トラック制により任用されている大学教員が、当該テニユア・トラックの期間中に他の職に昇任した場合には、当該昇任に係る審査をもってテニユアを獲得したものとする。ただし、他の任期の定めのある職に昇任する場合は、この限りでない。

(雑則)

第10条 この法人規程に定めるもののほか、大学教員のテニユア・トラック制に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。

(遡及適用)

第2条 この法人規程の施行の際現に任用されている大学教員のうち、人事企画委員会が承認した者は、この法人規程の規定により、任用された者とみなす。

2 前項の規定により、テニユア・トラック教員とみなされた大学教員のテニユア・トラック期間は、当該大学教員が筑波大学に任用された日をその始期とする。

附 則 (平23.9.29法人規程46号)

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。